

仕 様 書

委託業務の名称：名護市工場適地等構想調査事業

履行期間：自 契約締結日 至 令和2年2月28日

第一章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が、請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市工場適地等構想調査事業」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 名護市唯一の工業適地である屋部工業適地は、工場立地法に基づき、平成10年3月31日に適地の指定を受け、平成24年度の1社、平成31年度に1社が立地されている。

現在、県内の他地域において工場用地の空きが減少していることから、本市に工業立地の問い合わせが増加しているが、屋部工業適地については、①適地は複数の地権者の所有地であり用地交渉が困難であること②残地のほぼ全域が高低差のある山林となっており、造成等の基礎整備に係る多額の初期投資が発生すること③工業用水の残供給が1日300立方メートルと少ないなどの状況となっており、特に工業用水については導水管の拡張が現実的ではないことから、屋部工場適地以外の一団の土地を新たな工業適地として確保する必要がある。

当該調査は、新たな工業用地を抽出し、土地の利用方針や開発手段の検討、開発に関わる概算工事費の算出を行い、新たな工場適地及び工場適地以外の候補地を設定するための基礎調査とする。

(法令の遵守)

第3条 本業務は、当該特記仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1)契約書
- (2)第4次総合計画・名護市都市計画マスタープラン
- (3)名護市企業立地戦略策定調査報告書（平成25年度）
- (4)名護市の諸規則
- (5)その他関係法令、参考図書

(書類の提出)

第4条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

(1)着手時 : 着手届、工程表、業務計画書

(2)完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品、打合せ記録簿

(協議及び協議解決)

第5条 本業務の実施に際しては、監督員と十分な連絡調整を図ると共に、疑義が生じた場合は甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第6条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第7条 乙は、本特記仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(乙の責務)

第8条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第2条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用するものとする。

(1)乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。

(2)乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。

(3)本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに市と協議しなければならない。

(4)乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。

(5)乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第二章 業務内容

(調査区域)

第9条 本業務の調査対象エリアは「名護市内」とする。

(業務内容)

第10条 本業務は、名護市内における新たな工場適地及び工場適地以外の候補地を設定するための調査事業とし、工場適地を抽出するにあたり必要な①現状把握、②企業ニーズ調査分析、③条件整理と問題点の抽出、その解決方法、⑤候補地の抽出と評価、⑥有識者による妥当性の検証を踏まえた上で工場適地等計画を策定し、次期の工場適地認定をめざした条件だしを行うこととする。そのため、社会情勢の変化等の基礎的な情報収集や市内の土地情報とあわせて、企業や関係者へのアンケート・ヒアリング等を実施し、ニーズを正確に把握するよう留意すること。

(1)名護市における工場立地環境の現状

名護市の概要、名護市産業の概要、名護市の企業立地環境などの現状をまとめること。

(2)工場立地に関する社会的背景と動向

これまでの社会経済動向や産業立地動向、名護市を取り巻く動向をまとめ、また今後の動向について分析をすること。

(3)工場進出に利用できる補助メニューや支援事業等の制度調査

企業が名護市内に工場を進出をするにあたり利用可能な補助メニューや支援事業または融資等、国や県、その他各種団体等で実施する制度を調査し、掲示すること。

(4)工場立地に関するニーズ調査及び分析

国や県、その他諸団体等の関係機関へのヒアリング等によりニーズの高い工場適地の分析を行い、その条件から抽出された企業にアンケートを実施し、どのような工業用地が求められているのか整理すること。

(5)工場立地に求められる条件整理

地形、地質、法規制、広域交通アクセス、周辺の社会環境などを踏まえた土地の条件や道路、上下水道、工業用水、電気、通信回線等などのインフラ環境の条件、立地の優位性や制度上の事例などインセンティブとなるものの条件を整理すること。工場適地規模には至らないが企業ニーズの条件にあった候補となりうる用地の条件も整理すること。

(6)条件から見える問題点とその解決方法

(5)で示した条件に基づき、現状における課題を抽出すること。またその解決方法について分析し提案すること。

(7)名護市における工場適地等候補地の抽出

(5)及び(6)で示した内容に基づき、名護市内における工場適地及び工場適地以外の候補

地の現地調査の取りまとめ及び抽出し提示すること。

(8)工場適地の評価

工場適地となる評価項目の整理及び評価について分析し、土地利用計画及び整備計画案を策定すること。

(9)工場立地促進方策の提示

工場適地に関する土地利用方針の提案とその開発手法、近隣の土地の取引事例、工場適地として運営するために係る概算工事費の費用等を整理し、提示すること。

(10)有識者における検討会議の実施

有識者における検討委員会を設置し、3回程度の会議開催をめどに整備計画案の妥当性を検証。会議における運営及び議事録作成のとりまとめを行う。

ただし、会議においては、名護市が定める「特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する規則」に基づき、委員長6,000円、委員5,000円、費用弁償として1回につき1名1,500円とすること。

(11)成果物の提出

- ①報告書の提出（原本1部・写し5部）
- ②電子データの提出（DVD-ROM1式）